

## 杉並区空家等利活用相談窓口業務公募型プロポーザル 質問と回答

No	項目	質問	回答
1	2 業務内容 (1)相談窓口の設置 別紙 1 1P	4 窓口による対面での対応のほか、 の箇所について。 オンライン上ではなく、相談員が常駐している窓口が必須でしょうか。必須の場合は、役所内の一角をお借りできるのか、それとも窓口に必要な事務所などを構える（杉並区内に）必要がありますでしょうか。	別紙 1 「杉並区空家等利活用相談窓口業務内容説明書」の「2 業務内容」の（1）をご確認いただき、業務提案をしていただきますようお願いします。 なお、相談窓口の設置にあたり、区の施設の貸し出しは行いません。
2	2 業務内容 (4)各分野の専門家・協力事業者等との連携 別紙 1 2P	杉並区と連携（関係性）がある専門事業者様をお繋ぎ（事業者リスト提供やご紹介）していただくことは可能でしょうか。	杉並区と連携している専門事業者との連携は条件としていませんので、専門事業者のリスト提供などは考えておりません。
3	2 業務内容 (7)相談窓口の業務報告書の提出および履行評価(モニタリング)の実施 別紙 1 2P～3P	「月間業務 報告書」 は任意様式でしょうか。	「杉並区空家等利活用相談窓口業務公募型プロポーザル実施要領」の「10 その他留意事項」の（10）に記載のとおり、業務実施に関して必要な事項を協議した上で協定を締結することとしており、「月間業務 報告書」の様式はその協議の中で定めます。
4	2 業務内容 (8)広報活動等3 事業者が主催する空家イベント・セミナー等の周知 別紙 1 3P	イベントやセミナーの開催は必須でしょうか。	必須ではありません。